平成２１年（フ）第２３５号
香川県丸亀市川西町南甲247番地１
債務者　篠原　義影
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０号
秋田県大仙市協和境字岸館90番地
債務者　小田島久美子
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１２０号
栃木県那須塩原市東原353番地６、前住所栃木県宇都宮市新町２丁目７番17号
債務者　小松　利行
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町124番地30
債務者　佐々木雅代
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
岡山市南区妹尾1017番地１　パトリス妹尾201
債務者　水本　朋子（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
広島県福山市三吉町５丁目２番７号　ニューシティ壱番館102
債務者　谷川　良司
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８号
広島県福山市三吉町５丁目２番７号　ニューシティ壱番館102
債務者　谷川由美子
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３号
広島県神石郡神石高原町光信111番地１
債務者　大田　重子
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４４５号
広島県福山市西町２丁目11番31―302号　アルファステイツ西町、旧住所広島県福山市西深津町２丁目１番６―801号　メゾンアルカディア西深津
債務者　杉本　邦彦
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後３時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８６号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４―３―１　プレジデント山代602号室、住民票上の住所石川県輪島市鳳至町鳳至丁141番地
債務者　東野智恵美
１　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１５７９号
東京都八王子市北野台１丁目45番４号
債務者　山下　俊幸
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７号
東京都多摩市貝取３丁目２番地４―403
債務者　湯澤百合子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
東京都羽村市小作台４丁目３番地６ヴィラプラス105
債務者　松崎アンヘルこと　ＡＧＵＩＲＲＥ　ＳＡＮＣＨＥＺ　ＡＮＧＥＬ
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５号
東京都小平市喜平町３丁目３番16―401号
債務者　有賀　素生
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５６号
山口県防府市東仁井令町14番15号
債務者　田村トミコ
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部